

令和6年度 介護保険施設等運営指導 実施状況

サービス種類別実施状況

| サービス種類 | 事業所数 | | | | | 計画数 f | 実施数 g | 実施率 (計画比) g/f | 実施率 (対象比) g/e |
|----------------------|-------|-----------|----------------------|-----------|-----------|----------|----------|---------------------|---------------------|
| | 現存 | 医療 みなし | 医療 みなし で 休止 | その他 休止 | 対象 | | | | |
| | a | b | c | d | e=a-b-c-d | | | | |
| 居宅介護支援 | 110 | 0 | 0 | 6 | 104 | 36 | 20 | 56% | 19% |
| 介護予防支援 | 21 | 0 | 0 | 0 | 21 | - | - | - | - |
| 訪問介護 | 86 | 0 | 0 | 5 | 81 | 16 | 10 | 63% | 12% |
| 訪問看護 | 108 | 65 | 4 | 1 | 38 | 10 | 5 | 50% | 13% |
| 介護予防訪問看護 | 71 | 31 | 2 | 1 | 37 | 9 | 4 | 44% | 11% |
| 居宅療養管理指導 | 557 | 549 | 8 | 0 | 0 | - | - | - | - |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 437 | 432 | 5 | 0 | 0 | - | - | - | - |
| 訪問入浴介護 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 3 | 1 | 33% | 17% |
| 介護予防訪問入浴介護 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 | 2 | 1 | 50% | 20% |
| 訪問リハビリテーション | 37 | 27 | 5 | 0 | 5 | 3 | 2 | 67% | 40% |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 28 | 20 | 3 | 0 | 5 | 3 | 2 | 67% | 40% |
| 通所介護 | 83 | 0 | 0 | 3 | 80 | 23 | 8 | 35% | 10% |
| 通所リハビリテーション | 25 | 13 | 1 | 0 | 11 | 5 | 3 | 60% | 27% |
| 介護予防通所リハビリテーション | 25 | 13 | 1 | 0 | 11 | 5 | 3 | 60% | 27% |
| 短期入所療養介護 | 14 | 0 | 0 | 0 | 14 | 7 | 4 | 57% | 29% |
| 介護予防短期入所療養介護 | 14 | 0 | 0 | 0 | 14 | 7 | 4 | 57% | 29% |
| 短期入所生活介護 | 50 | 0 | 0 | 0 | 50 | 18 | 11 | 61% | 22% |
| 介護予防短期入所生活介護 | 47 | 0 | 0 | 0 | 47 | 16 | 11 | 69% | 23% |
| 特定施設入居者生活介護 | 18 | 0 | 0 | 0 | 18 | 8 | 4 | 50% | 22% |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 17 | 0 | 0 | 0 | 17 | 7 | 3 | 43% | 18% |
| 福祉用具貸与 | 22 | 0 | 0 | 0 | 22 | 5 | 3 | 60% | 14% |
| 介護予防福祉用具貸与 | 22 | 0 | 0 | 0 | 22 | 5 | 3 | 60% | 14% |
| 特定福祉用具販売 | 22 | 0 | 0 | 0 | 22 | 5 | 3 | 60% | 14% |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 22 | 0 | 0 | 0 | 22 | 5 | 3 | 60% | 14% |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 5 | 0 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 0% | 0% |
| 夜間対応型訪問介護 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | - | - | - | - |
| 地域密着型通所介護 | 74 | 0 | 0 | 1 | 73 | 27 | 21 | 78% | 29% |
| 認知症対応型通所介護 | 8 | 0 | 0 | 1 | 7 | 4 | 2 | 50% | 29% |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 7 | 0 | 0 | 1 | 6 | 3 | 2 | 67% | 33% |
| 小規模多機能型居宅介護 | 11 | 0 | 0 | 0 | 11 | 4 | 3 | 75% | 27% |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 | 2 | 2 | 100% | 25% |
| 認知症対応型共同生活介護 | 49 | 0 | 0 | 0 | 49 | 13 | 12 | 92% | 24% |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 43 | 0 | 0 | 0 | 43 | 10 | 10 | 100% | 23% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 1 | 10% | 10% |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 23 | 0 | 0 | 0 | 23 | 7 | 4 | 57% | 17% |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 | 4 | 2 | 50% | 29% |
| 介護老人福祉施設 | 23 | 0 | 0 | 0 | 23 | 9 | 6 | 67% | 26% |
| 介護老人保健施設 | 13 | 0 | 0 | 0 | 13 | 6 | 4 | 67% | 31% |
| 介護医療院 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 50% | 50% |
| 計 | 2,131 | 1,150 | 29 | 21 | 931 | 300 | 178 | 59% | 19% |

令和6年度 介護保険施設等運営指導 実施結果

運営指導の結果、178事業所中、137事業所に対して合計311件の文書指導を行った。
主な指導事項については、次のとおり。

| 事業所区分 | 事業所数 (対象) | 実施数 | 文書指導した 事業所数 | 文書指導数 |
|--------------------|--------------|-----|----------------|-------|
| 1 (介護予防) 居宅サービス | 527 | 88 | 67 | 110 |
| 2 居宅介護支援・介護予防支援 | 125 | 20 | 16 | 34 |
| 3 施設サービス | 38 | 11 | 8 | 28 |
| 4 (介護予防) 地域密着型サービス | 241 | 59 | 46 | 139 |
| 計 | 931 | 178 | 137 | 311 |

1-1. 訪問介護

| 項 目 | 主 な 指 導 事 項 |
|----------------------------|---|
| 運営に関する事 (内容及び手続の説明及び同意) | ・介護報酬や第三者評価の実施状況について、最新の内容で説明し、同意を得ていなかった。 |
| 運営に関する事 (訪問介護計画の作成) | ・居宅サービス計画の同意の前に、訪問介護計画の同意を得ていた。 ・サービス提供責任者が訪問介護計画を作成していなかった。 ・訪問介護計画を作成していない利用者がいた。 |
| 運営に関する事 (衛生管理等) | ・感染症の予防及びまん延防止の委員会を開催していなかった。 |
| 運営に関する事 (虐待の防止) | ・虐待の防止のための委員会を開催していなかった。 |
| 報酬請求に関する事 (特定事業所加算) | ・訪問介護員等の総数に占める介護福祉士の割合を算定していなかった。 |

1-2. (介護予防) 訪問入浴介護

| 項 目 | 主 な 指 導 事 項 |
|-----------------------|--|
| 運営に関する事 (勤務体制の確保等) | ・看護師等の資格を有しない従業者のうちに認知症介護に係る基礎的な研修の受講が確認できないものがいた。 |

1-3. (介護予防) 訪問看護

| 項 目 | 主 な 指 導 事 項 |
|----------------------------|--|
| 運営に関する事 (内容及び手続の説明及び同意) | ・重要事項説明書又はその記述の一部が、医療保険の訪問看護に係るもののみであった。 |
| 運営に関する事 (業務継続計画) | ・非常災害に係る業務継続計画を作成していなかった。 ・研修及び訓練を実施していなかった。 |
| 運営に関する事 (衛生管理等) | ・感染症の予防及びまん延防止の委員会を開催していなかった。 ・指針を整備していなかった。 ・訓練を実施していなかった。 |
| 運営に関する事 (虐待の防止) | ・虐待の防止のための委員会を開催していなかった。 ・指針を整備していなかった ・研修を実施していなかった ・担当者を置いていなかった。 |

1-4. (介護予防) 訪問リハビリテーション

| 項 目 | 主 な 指 導 事 項 |
|-----------------------|------------------------------------|
| 運営に関する事 (勤務体制の確保等) | ・訪問リハビリテーション事業所としての勤務表が作成されていなかった。 |

1-5. 通所介護

| 項 目 | 主 な 指 導 事 項 |
|--------------------|-------------------------------|
| 運営に関する事 (衛生管理等) | ・感染症の予防及びまん延防止の委員会を開催していなかった。 |
| 運営に関する事 (虐待の防止) | ・虐待の防止のための委員会を開催していなかった。 |

1-6. (介護予防) 通所リハビリテーション

| 項目 | 主な指導事項 |
|-----------------------|---|
| 運営に関する事 (勤務体制の確保等) | ・勤務表に管理者、医師、理学療法士の配置、常勤・非常勤の別及び兼務関係が記載されていなかった。 |

1-7. (介護予防) 短期入所生活介護

| 項目 | 主な指導事項 |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 報酬請求に関する事 (サービス提供体制強化加算) | ・介護職員の総数に占める介護福祉士の割合を算定していなかった。 |

1-8. (介護予防) 短期入所療養介護

| 項目 | 主な指導事項 |
|-----------------------|--|
| 人員に関する事 (医師) | ・医師について、入所者の数を100で除して得た数以上が必要であるが、必要数を満たしていなかった。 |
| 運営に関する事 (事故発生時の対応) | ・事故が発生した際に医療機関を受診したが、市への報告がされていないものがあった。 |

1-9. (介護予防) 特定施設入居者生活介護

| 項目 | 主な指導事項 |
|-----------------------------|--|
| 運営に関する事 (個別介護サービス計画等の作成) | ・特定施設サービス計画の作成が確認できない利用者がいた。 ・特定施設サービス計画について、利用者又はその家族から文書による同意を得ていなかった。 |
| 運営に関する事 (衛生管理等) | ・感染症の予防及びまん延防止の委員会を開催していなかった。 ・指針に規定すべき内容が規定されていなかった。 ・研修及び訓練を実施していなかった。 |
| 運営に関する事 (その他) | ・建物の平面図に変更があったが、届出をしていなかった。 |
| 報酬請求に関する事 (協力医療機関連携加算) | ・協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を開催していなかった。 |

1-10. (介護予防) 福祉用具貸与

| 項目 | 主な指導事項 |
|---------------------|---|
| 運営に関する事 (業務継続計画) | ・業務継続計画を作成していなかった。 ・研修及び訓練を実施していなかった。 |
| 運営に関する事 (衛生管理等) | ・感染症の予防及びまん延防止の委員会を開催していなかった。 ・指針を整備していなかった。 ・訓練を実施していなかった。 |
| 運営に関する事 (虐待の防止) | ・虐待の防止のための委員会を開催していなかった。 ・指針を整備していなかった。 ・研修を実施していなかった。 |

1-11. (介護予防) 特定福祉用具販売

| 項目 | 主な指導事項 |
|---------------------|---|
| 運営に関する事 (業務継続計画) | ・業務継続計画を作成していなかった。 ・研修及び訓練を実施していなかった。 |
| 運営に関する事 (衛生管理等) | ・感染症の予防及びまん延防止の委員会を開催していなかった。 ・指針を整備していなかった。 ・訓練を実施していなかった。 |
| 運営に関する事 (虐待の防止) | ・虐待の防止のための委員会を開催していなかった。 ・指針を整備していなかった。 ・研修を実施していなかった。 |

2-1. 居宅介護支援

| 項目 | 主な指導事項 |
|-----------------------------------|--|
| 運営に関すること (具体的取扱方針) | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画に利用者の同意の署名がなく、説明した経過等も記録していなかった。 ・居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーションを位置付けているものについて、主治の医師の意見を求めていなかった。 ・居宅サービス計画に訪問看護を位置付けていたが、意見を求めた医師に居宅サービス計画を交付していなかった。 ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けていたが、必要な理由の記載がなかった。 |
| 運営に関すること (勤務体制の確保) | <ul style="list-style-type: none"> ・月ごとの勤務表に、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が記載されていなかった。 ・職場におけるハラスメントについて、方針等が明確になっていなかった。 |
| 運営に関すること (感染症の予防及びまん延防止のための措置) | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及びまん延防止の委員会を開催していなかった。 ・指針を整備していなかった。 ・研修及び訓練を実施していなかった。 |
| 運営に関すること (秘密保持) | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議等での個人情報利用について、利用者家族の同意がなかった。 |
| 運営に関すること (虐待の防止) | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための委員会が開催されていなかった。 ・指針を整備していなかった。 |
| 報酬請求に関すること (高齢者虐待防止措置未実施減算) | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための指針を整備していなかったが、減算をしていなかった。 |
| 報酬請求に関すること (特定事業所集中減算) | <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所集中減算の適用ありの届出をしていたが、減算の適用をしていなかった。 |

3-1. 介護老人福祉施設

| 項目 | 主な指導事項 |
|--------------------------------|--|
| 運営に関すること (口腔衛生の管理) | <ul style="list-style-type: none"> ・口腔衛生の管理体制が整備されていなかった。 |
| 運営に関すること (緊急時等の対応) | <ul style="list-style-type: none"> ・医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めていなかった。 |
| 運営に関すること (衛生管理等) | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練について、計画を含め年2回以上の実施が確認できなかった。 |
| 運営に関すること (虐待の防止) | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための委員会を開催していなかった。 ・研修を2回以上実施していなかった。 |
| 報酬請求に関すること (看護体制加算) | <ul style="list-style-type: none"> ・「指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上」の要件を満たしていなかった。 |
| 報酬請求に関すること (日常生活継続支援加算 (I)) | <ul style="list-style-type: none"> ・新規入所者の総数のうち要介護状態の区分が要介護4又は5の者の占める割合について、算定日の属する月の前12か月(又は6か月)の割合について毎月記録していなかった。 ・本加算を特養で、サービス提供体制強化加算を短期入所生活介護で算定しているが、短期入所生活介護を兼務する介護福祉士を含め、全介護福祉士を加算の算定数に含めているため、加算の要件の確認ができなかった。 |
| 報酬請求に関すること (療養食加算) | <ul style="list-style-type: none"> ・療養食についてエネルギーについては主食、塩分については汁物を減らして対応しているものもあり、療養食の献立表が、食事箋の指示どおりになっているか確認できなかった。 |

3-2. 介護老人保健施設

| 項目 | 主な指導事項 |
|-----------------------|---|
| 人員に関すること (従業者の員数) | <ul style="list-style-type: none"> ・医師の配置が、基準上満たしているか確認ができなかった。 |
| 運営に関すること (入退所) | <ul style="list-style-type: none"> ・退所について3月ごと検討を行う必要があるが、行われていなかった。 |
| 運営に関すること (利用料等の受領) | <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書に記載されていた日用品費及び教養娯楽費が利用者の選択によらず一律に徴収されるものとなっていた。 |
| 運営に関すること (取扱方針) | <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束適正化に係る研修について、1回しか開催していなかった。 |

| | |
|-------------------------------|---|
| 運営に関すること (施設サービス計画の作成) | <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシート又はそれに代わるものが作成されていない入所者がいた。 ・入所者毎に作成する施設サービス計画について、第3表(又は第4表)が作成されていなかった。 |
| 運営に関すること (口腔衛生の管理) | <ul style="list-style-type: none"> ・入所者毎に月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施していなかった。 |
| 運営に関すること (事故発生の防止及び発生時の対応) | <ul style="list-style-type: none"> ・念のための受診については、市への報告をしていなかった。 ・市への報告について、保管していないものがあった。 |
| 報酬請求に関すること (認知症ケア加算) | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の入所者の家族に対する介護技術や知識提供のための30㎡以上の部屋(家族介護教室)について、半分を物品の保管場所として使用していた。 |
| 報酬請求に関すること (夜勤職員配置加算) | <ul style="list-style-type: none"> ・夜勤を行う看護職員又は介護職員の配置について、認知症専門棟は要件を満たしていたが、認知症専門棟以外の棟は正しく計算されておらず、要件を満たしているか確認できなかった。 |
| 報酬請求に関すること (ターミナルケア加算) | <ul style="list-style-type: none"> ・入所していない月に自己負担がある場合のために、入所者側に文書で同意を得ておく必要があるが、文書で示して同意を得ていなかった。 |
| 報酬請求に関すること (退所時情報提供加算(Ⅰ)) | <ul style="list-style-type: none"> ・入所者又は主治の医師に交付する診療状況を示す文書について、新たに加わった様式13について交付していなかった。 |
| 報酬請求に関すること (退所時情報提供加算(Ⅱ)) | <ul style="list-style-type: none"> ・入所中の医師と、退所後の医師が同一の医療機関に所属する場合は算定できないが、算定していた。 |

3-3. 介護医療院

| 項 目 | 主 な 指 導 事 項 |
|-----|-------------|
| | 文書指導なし |

4-1. 地域密着型通所介護

| 項 目 | 主 な 指 導 事 項 |
|----------------------------|--|
| 人員に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員が必要と認められる数を配置していなかった。 ・機能訓練指導員を配置していなかった。 ・介護職員が常時1人以上従事していない日があった。 |
| 設備及び備品等に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・相談室を物置として使用していた。 ・事務所と相談室が同一空間であったが、遮蔽物等により区切っていなかった。 ・サービス提供時間外に、地域密着型通所介護の設備を使用して宿泊サービスを提供していたが、当該サービスの運営規程を定めていなかった。 |
| 運営に関すること (利用料等の受領) | <ul style="list-style-type: none"> ・領収書を希望者のみにしか交付していなかった。 ・冬期暖房費を徴収していた。 |
| 運営に関すること (具体的取扱方針) | <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束について、利用者及び家族への説明書に記載された「身体拘束の解除の予定」が未定となっていた。 |
| 運営に関すること (個別サービス計画等の作成) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護計画に利用者の署名がなく、同意の有無が確認できなかった。 ・地域密着型通所介護計画を作成していなかった。 ・サービス目標の達成状況の記録がなかった。 |
| 運営に関すること (運営規程) | <ul style="list-style-type: none"> ・運営規定に虐待防止のための措置に関する事項の記載がなかった。 ・営業時間について、記載のないものや実際の営業時間と異なる記載となっていた。 ・昼食材費について、運営規程で定められた金額を徴収していなかった(実際に徴収している額の方が低かった)。 |
| 運営に関すること (勤務体制の確保等) | <ul style="list-style-type: none"> ・月ごとの勤務表上で、常勤・非常勤の別、兼務状況が明確になっていなかった。 ・認知症基礎研修の受講が確認できなかった。 ・ハラスメントの防止に向けた方針が明確になっていなかった。 ・送迎を勤務時間外に行うのが常態化していた。 ・営業時間終了前に職員が全員退勤していた。 |

| | |
|------------------------------|---|
| 運営に関すること (業務継続計画の策定等) | ・業務継続計画に係る研修及び訓練を実施していなかった。 |
| 運営に関すること (非常災害対策) | ・非常災害に関する具体的な計画を作成していなかった。 |
| 運営に関すること (衛生管理等) | ・感染症の予防及びまん延防止の委員会を開催していなかった。 ・指針を整備していなかった。 ・研修、訓練を実施していなかった。 ・指針に、平常時・発生時の記載がなかった。 |
| 運営に関すること (地域との連携等) | ・運営推進会議を令和2年度以降開催していなかった。 |
| 運営に関すること (虐待の防止) | ・虐待の防止のための委員会を開催していなかった。 ・指針を整備していなかった。 ・研修を開催していなかった。 |
| 報酬請求に関すること (入浴介助加算) | ・入浴介助に関する研修等を実施していなかった。 |
| 報酬請求に関すること (サービス提供体制強化加算) | ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を算出していなかった。 |

4-2. (介護予防) 認知症対応型通所介護

| 項目 | 主な指導事項 |
|---------------------|---|
| 運営に関すること (衛生管理等) | ・感染症の予防及びまん延防止の委員会を開催していなかった。 ・指針を整備していなかった。 |

4-3. (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

| 項目 | 主な指導事項 |
|---------------------|-------------------------------|
| 運営に関すること (衛生管理等) | ・感染症の予防及びまん延防止の委員会を開催していなかった。 |
| 運営に関すること (苦情処理) | ・苦情に関しての記録をしていなかった。 |
| 運営に関すること (虐待の防止) | ・虐待の防止のための委員会を開催していなかった。 |

4-4. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

| 項目 | 主な指導事項 |
|---------------------------------|--|
| 人員に関すること | ・日中の時間帯に勤務している従業者の勤務時間が、運営基準を下回っている日が複数あった。 |
| 運営に関すること (認知症対応型共同生活介護計画の作成) | ・認知症対応型共同生活介護計画の同意を得ていなかった。 |
| 運営に関すること (勤務体制の確保等) | ・認知症介護に係る基礎研修を受講する必要がある職員がいたが、研修を受講していなかった。 |
| 運営に関すること (衛生管理等) | ・感染症の予防及びまん延防止の委員会を開催していなかった。 ・指針を整備していなかった。 ・研修、訓練を実施していなかった。 |
| 運営に関すること (地域との連携) | ・運営推進会議を開催していなかった。 |
| 運営に関すること (事故発生時の対応) | ・事故が発生した際に医療機関へ受診したが、市へ報告をしていなかった。 |
| 報酬請求に関すること (看取り介護加算) | ・入居の際に、入所者又はその家族等に対して、看取りに関する指針の内容を説明していなかった。 |
| 報酬請求に関すること (生活機能向上連携加算) | ・連携医療機関の理学療法士と計画作成担当者が共同で評価を実施していたが、評価記録には理学療法士の氏名のみの記載だった。 ・3月を越えて算定しており、3月ごとに評価を実施し認知症対応型共同生活介護計画を見直していたが、計画を見直した記録がなかった。 |

4-5. 地域密着型特定施設入居者生活介護

| 項目 | 主な指導事項 |
|--------------------------------|--|
| 運営に関する事 （内容及び手続の説明及び契約の締結等） | ・重要事項説明書について同意を得ていたが、算定している加算の記載がなかった。 |
| 運営に関する事 （具体的取扱方針） | ・身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していなかった。 |
| 運営に関する事 （業務継続計画の策定等） | ・感染症に係る業務継続計画を策定していなかった。 |
| 報酬請求に関する事 （身体拘束廃止未実施減算） | ・身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していなかったが、減算していなかった。 |

4-6. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

| 項目 | 主な指導事項 |
|------------------------|---|
| 報酬請求に関する事 （看護体制加算） | ・加算の要件となる看護職員の配置について、短期入所生活介護を兼務する看護職員の勤務時間を按分せずに計算していた。 |
| 報酬請求に関する事 （看取り介護加算） | ・入居の際に、入所者又はその家族等に対して、看取りに関する指針の内容を説明し、同意を得なければならないが、入居の際に同意を得ていなかった。 |

4-7. 看護小規模多機能型居宅介護

| 項目 | 主な指導事項 |
|-----------------------------|---|
| 人員に関する事 | ・従業者のうち、保健師、看護師又は准看護師が常勤換算方法で2.5以上配置されていなかった。 |
| 運営に関する事 （具体的取扱方針） | ・身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じていなかった（委員会の開催、指針の整備、研修の開催）。 |
| 運営に関する事 （利用料等の受領） | ・領収書を希望者のみにしか交付していなかった。 |
| 運営に関する事 （個別サービス計画の作成） | ・看護小規模多機能型居宅介護計画の作成がなかった。 |
| 運営に関する事 （虐待の防止） | ・指針が策定されていなかった。 |
| 報酬請求に関する事 （人員基準欠如減算） | ・保健師、看護師及び准看護師が常勤換算方法で2.5以上配置していなかったが、減算をしていなかった。 |
| 運営に関する事 （高齢者虐待防止措置未実施減算） | ・虐待の防止のための指針を整備していなかったが、減算をしていなかった。 |
| 運営に関する事 （訪問看護体制減算） | ・サービス利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者について、前3月間当たりの割合を算出していなかった。 |